

## 43 傷痍軍人の援護

昭和19年(1944)

傷痍軍人に對して、病院退院後も就職を斡旋したり生活資金を貸付したりするなどして、手厚い支援を保障していくことを記した文書です。

群馬県行政文書「事務引継書(篠山・石井知事)」  
(A0182A00 2 2/3)

### (十) 傷痍軍人ノ援護

陸軍病院在院中ハ係員ヲ派シテ生活並職業等ニ關スル相談ニ応シ退院帰郷後ハ療養ヲ要スル者ニ對シテハ軍事保護院療養所公私立病院等ニ於テ十分療養セシムルト共ニ、療養ヲ終リ又ハ直チニ就職シ得ル者ニ對シテハ適職ノ斡旋、職業指導、軍人援護会ニ依ル生業資金ノ貸付、或ハ職場ニ於ケル作業設備改善ニ依リ円滑ニ職業生活ニ入ラシムルノ方途ヲ講ジ、他面其ノ精神指導ニ付テハ修養会ヲ開催シ、又大日本傷痍軍人会市町村班ノ整備ヲ計リ互助共励ニ依ル傷痍軍人五訓ノ徹底ニ努メツツアリ、昭和十八年度ヨリハ傷痍軍人会支部相談所ノ充実ヲ図リ各地方事務所ニ相談支所ヲ設ケ目下専任職員整備中ナリ尚子女ノ育英ニ關シテモ意ヲ用ヒ必要ナル経費ヲ給与シ以テ才能ノ暢達ニ努メツツアリ

#### イ、健康診断

昭和十七年度ニ於テハ五ヶ所ニ於テ健康診断並職業相談ニ応シタリ

#### II 傷痍軍人ノ援護

陸軍病院在院中ハ係員ヲ派シテ生活並職業等ニ關スル相談ニ應シ退院歸郷後ハ療養ヲ要スル者ニ對シテハ軍事保護院療養所公私立病院等ニ於テ十分療養セシムルト共ニ、療養ヲ終リ又ハ直チニ就職シ得ル者ニ對シテハ適職ノ斡旋、職業指導、軍人援護会ニ依ル生業資金ノ貸付、或ハ職場ニ於ケル作業設備改善ニ依リ圓滑ニ職業生活ニ入ラシムルノ方途ヲ講シ他面其ノ精神指導ニ付テハ修養会ヲ開催シ又大日本傷痍軍人会市町村班ノ整備ヲ圖リ互助共励ニ依ル傷痍軍人五訓ノ充實ヲ圖リ各地方事務所ニ相談支所ヲ設ケ目下専任職員整備中ナリ尚子女ノ育英ニ關シテモ意ヲ用ヒ必要ナル經費ヲ給與シ以テ才能ノ暢達ニ努メツツアリ

#### イ、健康診断

昭和十七年夏ニ於テハ十五ヶ所ニ於テ健康診断並職業相談ニ應シ

タリ  
群馬  
縣